

消費生活センターにご相談ください

消費豆知識 44

**アダルトサイトに関する相談が増えています
慌てて連絡はしない！焦って支払わない！**

事例1

パソコンでアダルトサイトが無料と表示があったのでクリックしたら有料登録になり料金請求画面が表示された。

事例2

携帯電話に自動音声で有料アダルトサイトの料金請求の電話があり、指示に従いプリペイド型電子マネーを購入し、プリペイドカードの番号をメールやFAXで送信した。

事例3

スマートフォンでアダルトサイトの広告をタップしたらシャッター音がして突然登録された。電話をしたらコンビニで支払うよう指示され支払った。

事例4

スマートフォンで誤って広告からアダルトサイトにつながった。料金請求画面が表示され、時間のカウントが開始された。業者に電話をしてみましたけどどうしたらよいか。

▼相談日時

月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～4時

▼相談場所

上三川町消費生活センター(役場3階)

▼相談専用電話番号

☎9153

アダルトサイトにアクセスしたところ、突然、「登録完了画面」や「料金請求画面」が現れ、様々な手口で消費者を不安にさせるアダルトサイトに関する相談が増えています。「退会・解約はこちら」等と表示して、業者へ連絡をさせ、「支払わないと職場に連絡をする」等と支払いを迫ります。焦った消費者がインターネットで見つけた相談先が実は探偵業者で、さらなるトラブルになることもあります。アドバイス

- ・サイト内のボタンを安易にクリック・タップしない
- ・決して業者へ連絡しない
- ・慌ててお金を支払わない
- ・不安に思ったら消費生活センターに相談する

**国民健康保険被保険者の皆様へ
やむを得ない事情で保険証を
持たずに病院にかかったとき**

病院などの窓口で保険証を提示すれば、患者はかかった医療費の3割(義務教育就学前は2割、70歳以上は1割)を窓口で支払い、残りの額を国民健康保険が負担するというのが、保険診療の基本的なしくみです。

しかし、急病などでやむを得ず、保険証を持たずに治療を受けたときは医療費をいったん全額自己負担し、あとで国民健康保険に申請することにより、自己負担金相当額(保険証を提示した場合に窓口で支払うべき額)を除いた金額が払い戻されます。

※医療処置が適切であったか審査しますので、申請から支給まで数ヶ月かかります。また、審査の結果、支給されない場合や一部のみ支給となる場合もあります。

○申請に必要なもの

- ・保険証
- ・診療報酬明細書(レセプト)
- ・領収書
- ・印かん
- ・振込先がわかるもの(通帳等)

▼問い合わせ先

保険課国保年金係

☎9134

在宅介護支援センターによる介護予防教室のご案内

今日の元気を明日の元気に！！おおむね65歳以上の方を対象に介護予防教室を実施します。みんな楽しく活動しましょう。みなさまの参加をお待ちしています。

日にち	時間	内容	場所	申し込み先
1月18日(水)	午前10時 ～ 正午	音楽	中央公民館	ふじやまの里 ☎56 0958
1月24日(火)		音楽	坂上コミセン	
2月7日(火)		工作	天神町公民館	
2月10日(金)	午前9時30分 ～ 午後0時30分	男の料理	明治コミセン	トータスホーム ☎52 2220

▶問い合わせ先=保険課 高齢者支援係 ☎56 9102

住宅借入金等特別控除の確定申告について

マイナンバー制度の導入により、平成28年中に住宅を新築・購入・増改築をして、住宅借入金等特別控除の申告手続きを行う際には、平成28年分の確定申告から**住民票の写しの添付が不要**となりました。

平成28年中に住宅を新築・購入・増改築をして、金融機関や勤務先から借り入れた住宅ローンの返済期間が10年以上である等、一定の要件にあてはまれば「住宅借入金等特別控除」を受けることができ、所得税が軽減されます。この特別控除を受けるには、新築し、居住を開始した翌年に所得税の確定申告をする必要があります。

●確定申告の場所・期間

○マロニエプラザ申告相談会場

▼期間 2月16日(木)～3月15日

(水)の平日、及び2月19日・26日の日曜日

▼時間 午前9時～午後4時

○上三川町役場(3階申告会場)

▼期間 2月16日(木)～3月15日

(水)の平日、及び2月19日・26日の日曜日

▼時間 午前8時30分～11時、午後1時～4時

●申告に必要な書類等

- ①平成28年分の給与所得の源泉徴収票(原本)
- ②住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書(2か所以上から借入れがある場合はすべての証明書)

③工事請負契約書又は売買契約書の写し

(契約年月日・契約金額・契約者名・物件記載のページと収入印紙が添付してあるページが必要です)

④宇都宮法務局交付の最新の家屋の「登記事項証明書」(平成29年1月1日以降に取得したもの)

※権利証(登記済証)は登記事項証明書ではありません。

住宅敷地等の取得にかかる借入金がある場合

⑤宇都宮法務局交付の土地の「登記事項証明書」・土地の売買契約書の写し

増改築などの場合

⑥建築確認済証の写し、検査済証の写し、又は建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書

⑦印かん

⑧申告者名義の預金通帳口座番号

※①～④、⑦、⑧は皆さん必要です。

⑤、⑥は該当する場合に必要です。

その他、個人番号(マイナンバー)等の確定申告に必要な書類等については、**広報2月号**にてお知らせします。

▼問い合わせ先

税務課 住民税係

☎(56)9122

上三川の自然災害

第十話 東日本大震災

2011年(平成23年)3月11日、午後2時46分。仙台沖約70kmの海底を震源とした巨大地震が発生しました。

この地震の揺れは東日本全体に及び、大きな被害をもたらしたとともに、地震に伴う津波は多くの命を飲み込みました。

これまで、大きな自然災害はないと思われていた上三川でも、震度五強という激しい揺れを感じ、家屋などに大きな被害を与えました。

この震災の特徴は、その被害の大きさとともに、昼間に起こったことから、被害の生々しい状況がリアルタイムで放送されたこと。そして、カメラ機能付携帯電話の普及により、これまでになかったほど多くの映像資料が残されたことでしょう。

機会があるごとに、繰り返し流される映像は、そのたびにあの日を思いださせてくれます。

ただ、あの日の上三川はどつだったのでしょうか。

さまざまな「記録」が残る一方で、「記憶」の風化が心配される昨今、実際に揺れを感じ、さまざまな体験をした私たちは、ここ上三川で何が起きていたのかを忘れず「備え」、そして子・孫の世代が大きな被害を受けないように伝えていく必要があるのではないのでしょうか。

まだ鮮明な記憶として残っているいまのうちから。



震災から半年後の南三陸町